特別養護老人ホーム　士別コスモス苑　重要事項説明書

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人三愛会（以下「事業者」という。）が開設し運営する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム　士別コスモス苑）（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態等にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護サービスを提供します。

２　事業者（法人）の概要

事業者番号	北海道指定第１７３２００９１６号
事業者（法人）	社会福祉法人　三愛会
所在地	〒095-0015　北海道士別市東５条１６丁目３１２９番地
代表者	理事長　佐藤　京子
設立年月日	平成１３年　８月１４日
電話番号	０１６５－２９－６６６１

３　施設の概要

(1)　施設の概要等

施設名	特別養護老人ホーム　士別コスモス苑
所在地	〒095-0041　北海道士別市東９条２丁目２番地
施設長	館洞　章彦
開設年月日	平成２６年４月１日
電話番号	０１６５－２２－２２８０
ＦＡＸ番号	０１６５－２２－３７３３

(2)　設備の概要

居室	３８室　１人部屋（２１室）　２人部屋（４室） ３人部屋（１室）　４人部屋（１２室）
静養室	１室　居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。

食堂	１室　利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	２室　一般浴槽・特殊浴槽
洗面設備	２室　利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	１７室　利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	１室　利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	１室　利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	１室　相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者

③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

(3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	１名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	１名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	１名以上
介護職員	介護業務	27名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	３名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上
調理員	食事の作成、配膳等	必要数
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	１名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	１名以上
事務職員他		必要数

(4) 営業時間と定員

営業日	年中無休

営業時間	月曜日～金曜日（土、日、祝日を除く。）８時４５分　～　１７時３０分
定員	７０名（空室利用）、１０名（併設施設）

4　施設サービスの概要

(1)　介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5　利用料等」をご確認下さい。

種　　類	内　　容
短期入所サービス計画の作成	短期入所サービス計画を作成します。 ・ 短期入所サービス計画（以下、「短期生活計画」という。）は、計画担当介護支援専門員がた短期生活計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得た上で作成します。 ・ 短期生活計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、短期入所サービスの目標及びその達成時期、短期入所サービスの内容、短期入所サービスを提供する上での留意事項を記載します。 ・ 施設は、原則として6か月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、短期生活計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、短期生活計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、短期生活計画を変更するものとします。 ・ 施設は、短期生活計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介　護	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・ 入浴又は清拭は週２回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。 ・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食　事	栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 【食事時間】朝食　８時００分～ 昼食　１２時００分～ 夕食　１７時００分～

相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 ・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得た上で代わって行います。 ・ 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

①　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

②　理美容サービス　　実費

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③　利用者の移送

利用者の居宅から事業所への移送サービスを行います。

【対象地域】　士別市内

対象地域を超える場合は、原則超えた分につき1㎞当たり２５円をご負担いただきます。

※体調の急変による入院以外の定期受診等は、ご家族での対応をお願い致します。

5　利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。

支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に

提出し、後日払い戻しを受けて下さい。

(1)　基本施設サービス費　　＊表は1単位10.00円の場合の例です。実際には地域ごとの単価に変更下さい。

			単位数 (1単位10円)	費用額 〈10割〉	利用者負担額		
					1割	2割	3割
併設型短期入所生活介護サービス費 (1日につき)	併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 【従来型個室】	要支援1	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
		要支援2	561単位	5,610円	561円	1,122円	1,683円
		要介護1	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円
		要介護2	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円
		要介護3	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
		要介護4	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護5	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円
	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 【多床室】	要支援1	451単位	4,510円	451円	902円	1,353円
		要支援2	561単位	5,610円	561円	1,122円	1,683円
		要介護1	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円
		要介護2	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円
		要介護3	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
		要介護4	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護5	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円

(2)　加算・減算

＊要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

＊算定の見込みのある加算についてのみ追加記載下さい。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。
また、上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算名】		単位数 (1単位10円)	費用額 〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
短期生活看護体制加算	(Ⅰ)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ)	8単位/日	80円	8円	16円	24円
	(Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
	(Ⅳ)	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	36 円
短期生活夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	36 円
	(Ⅱ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(Ⅲ)	15 単位/日	150 円	15 円	30 円	45 円
	(Ⅳ)	20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円

短期生活機能向上連携加算	（Ⅰ）		100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	（Ⅱ）		200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
短期生活機能訓練体制加算			12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
短期生活個別機能訓練加算			56 単位/月	560 円	56 円	112 円	168 円
短期生活医療連携強化加算			58 単位/月	580 円	58 円	116 円	174 円
短期生活認知症緊急対応加算			200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
短期生活若年性認知症入所者受入加算			120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
短期入所生活介護送迎加算(片道につき)			184 単位/月	1,840 円	184 円	368 円	552 円
短生緊急短期入所受入加算			90 単位/日	900 円	90 円	180 円	270 円
短期生活長期利用者提供減算			30 単位/日	-300 円	-30 円	-60 円	-90 円
短期生活口腔連携強化加算(月一回)			50単位/日	500円	50円	100円	150円
短期生活療養食加算			8単位/回	80円	8円	16円	24円
短期生活認知症専門ケア加算	（Ⅰ）		3単位/日	30円	3円	6円	9円
	（Ⅱ）		4単位/日	40円	4円	8円	12円
短期生活生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）		100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	（Ⅱ）		10単位/月	100円	10円	20円	30円
短期生活サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）		22単位/日	220円	22円	44円	66円
	（Ⅱ）		18単位/日	180円	18円	36円	54円
	（Ⅲ）		6単位/日	60円	6円	12円	18円
短期生活介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	イ	16.3%				
		ロ	17.6%				
	（Ⅱ）	イ	15.9%				
		ロ	17.2%				
	（Ⅲ）		13.6%				
	（Ⅳ）		11.3%				
	（Ⅴ）		（1）				
			（2）				
			（3）				
			（4）				
			（5）				
			（6）				
			（7）				
			（8）				
			（9）				
			(10)				
			(11)				
			(12)				

		(13)	
		(14)	
身体拘束廃止未実施減算			10%/日減算
業務継続計画未実施減算			所定単位の３％
高齢者虐待防止未実施減算			所定単位の１％

① 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

② 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

③ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

④ 機能訓練体制加算

常勤の機能訓練指導員が配置している場合

⑤ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑥ 医療連携強化加算

看護体制Ⅱ又はⅣを算定し、利用者の体調の急変に備え看護職員による定期巡回を行い、主治医との連携を事前しておいた場合

⑦ 認知症緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

⑧ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑨ 送迎加算(片道につき)

利用者の心身の状態､家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、利用者の居宅と事業所との間の送迎を行う場合(片道につき)

⑩ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合。緊急短期入所受入加算（７日（やむを得ない事情がある場合は１４日）を限度）

⑪　短期生活長期利用者提供減算

短期入所生活介護の利用者が連続して３０日を超えて同一事業所の利用を継続した場合

⑫　短期生活口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を状況提供した場合(1 か月に 1 回に限り)

⑬　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

⑭　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

⑮　生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑯　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）のいずれかのみ算定可

⑰　介護職員処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される。

⑱　身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

⑲　業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑳　高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。）が講じられていない場合

(3)　その他の費用

①　食事の提供に要する費用

ア　基本料金　１日当たり　１，５４５円

（朝４４８円、昼５５６円、夕５４１円）

イ　入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に取った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず１日当たりの額とします。（全ての食事を取らない場合を除く。）

②　利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

③　理美容代

実費

④　利用者の移送に係る費用及び距離

【対象地域】　士別市内

遠方受診に伴う燃料費及び高速使用料

施設入所介護及び短期入所生活介護並びに介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても必要なもので入所者が負担することが適当と認められる費用

※　体調の急変による入院以外の定期受診等は、ご家族での対応をお願い致します。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和８年８月１日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

【令和８年７月３１日まで】

（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居　住　費		食　費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給		段階１	0円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給				
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	段階２	430円	480円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階３①	430円	880円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３②	430円	880円	1,300 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	915円	1,231円	1,445 円

【令和８年８月１日より】

（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居　住　費		食　費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給		段階１	0円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給				
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等82.65万円以下	段階２	430円	480円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が82.65万円超120万円以下	段階３①	430円	880円	1,030円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３②	530円	980円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	915円	1,231円	1,545 円

6　利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金は、利用日数に基づき計算し翌月初旬にご請求致しますので、支払期日までに、請求書に記載の金融機関でお支払い下さい。

なお、お支払いにつきましては、振り込みの場合は、社会福祉法人三愛会が指定する金融機関で手数料とともに口座振り込みによりお願い致します。

7　施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ 利用者が入院された場合
④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し､相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③　利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④　利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

⑤　利用者又は代理人、ご家族から従業者に対してハラスメント行為があった場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

原則解約となります。しかし、利用者本人の病状、その置かれている環境等を踏まえ、再入所又は解約のどちらかの措置を相談することができます。

8　代理人等について

(1)　施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①　代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②　代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③　連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2)　代理人の職務は、次のとおりとします。

①　利用者に代わって又は利用者とともに、契約書に定める同意又は要請、解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

②　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　連帯保証人の職務は次のとおりとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の職務は、次のとおりとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①　連帯保証人の負担は、極度額１０万円を限度とします。

②　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③　施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、若しくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報下さい。

② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけて下さい。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮下さい。

② 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと。

③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり

④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

（3）持ち込みの制限

盗難、事故防止の観点から金銭、高価な腕時計、貴金属等貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。
万一紛失等発生した場合は施設では責任を負いかねます。

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等を取るなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：(施設長・館洞　章彦)

② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ 自然災害発生時又は感染症発生時の対策ガイドラインに沿った、「士別コスモス苑業務継続計画を策定し、必要に応じ検討及び修正を行うとともに、定期的な研修会の実施、訓練の実施を行います。

12 事故発生時の対応

事故発生の対応について

(1) 事故発生時における基本方針

① 日頃より看護職員の指示のもと、職員一人一人が共通の意識を持ち、ご利用者様の状態観察を徹底し、状態変化をいち早く把握するよう努めます。

② 夜間帯での特変時(看護職員不在時)にはバイタル測定後、看護職員へ連絡し状況を出来る限り明確に報告し指示を仰ぎ、生活相談員への連絡も併せて行います。

(急を要する場合にはこれに限らず、市立病院へ救急車で搬送致します。)

③ 生活相談員からご家族へ状況を報告させていただきます。

④ 緊急を要する場合は、速やかに救急車を要請し市立病院へ搬送致します。

(2) 事故発生時の対応手順について

① 最善の処置

介護事故が発生した場合、先ず利用者様に対して可能な限り緊急処置を行います。

引き続き速やかに看護職員へ連絡し、最善の処置を施して行きます。

② 施設長への報告

速やかに施設長へ報告し、施設にて対応出来ない状況であれば市立病院へ救急車で搬送し、担当医師の指示を仰ぎます。

③ ご家族への説明等

出来る限り速やかに利用様のご家族へ誠意を持って状況を説明し、ご家族の申出についても誠実に対応させていただきます。

13 身体拘束の禁止

高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	館洞　章彦（施設長）

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修の機会を確保します。

⑤ 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める研修の機会や環境の整備に努めます。

⑥ サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

身体拘束等について

当施設は身体拘束適正化等委員会を設置しています。

原則として入所者に対して身体拘束等を行いません。

ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ様な緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で身体抑制を行うことがあります。身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

① 下記（1）～（3）の全て緊急やむを得ない理由がある事

(1) 緊急性・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・・入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合

は、直ちに身体拘束を解きます。

② 入所者又はその家族に対して緊急やむを得ない身体拘束に関する説明を行い、その他方法がなかったか等検討致します。

③ 身体拘束の解除（改善方法)、期間の見直し等については随時、又は最大３か月に１回は検討を行い、入所者又はその家族に説明を行い、同意を得ます。

④ 上記①～③の判断・家族に対して説明を行い、緊急やむを得ない場合の身体拘束の実施を行います。

身体拘束廃止等適正化員会について

当施設は、身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善に向けての検討、並びに身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き、身体拘束を実施した場合の解除の検討、身体拘束廃止に関する職員全体へ啓発のための身体拘束廃止等適正委員会を設置しています。

身体拘束廃止等適正委員会は次の事項の事項を行います。

① 各職種、各業務の身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること。

② 身体拘束廃止に向けての取り組みの実施・指導に関すること。

③ 職員の教育・研修に関すること。

④ 身体拘束に関する事故などに対応した適切な事故処理に関すること。

⑤ その他、身体拘束廃止に関し、必要と認められる事項

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付体制

当施設における苦情については以下の窓口で受け付け、対応致します。

苦情受付担当者　　本間　典子（介護主任）/　岩井　陽祐（課長）

苦情解決責任者　（担当者）　　館洞　章彦（施設長）

受付時間　　平日　午前９時００分 ～ 午後５時３０分

電　　話　　０１６５―２２－２２８０　/　ＦＡＸ　０１６５－２２－３７３３

(2) 行政機関その他苦情受付機関

士別市役所内　士別市健康福祉部高齢者福祉課

所在地　　士別市東６条４丁目１番地

電　話　　０１６５―２６－７７５２

受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分

(3) 北海道国保健康保険連合会

所在地　　札幌市中央区南２条西１４丁目　国保会館１階

電　　話　０１１－２３１－５１７５　/　ＦＡＸ０１１－２３３－２１７８

受付時間　　平日　午前９時００分～午後５時００分

17　協力医療機関等

入所（ご利用）中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者様の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、次の医療機関での診療及び入院治療を義務づけるものではありません。

ア　協力医療機関

・名　称　　士別市立病院　　/　　所在地　　士別市東１１条５丁目３０２９番地１

・診療科　　内科、外科、整形外科、婦人科、精神神経科、皮膚科、眼科、泌尿器科、麻酔科

イ　協力歯科医院

・名　称　　風連歯科診療所　/　　所在地　　名寄市風連町西町78-61

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19　介護相談員の受け入れについて

(1) 介護保険のサービスを利用者している方やそのご家族から、サービスに対する要望・疑問・不満などをお聞きし、サービスを提供している事業者との橋渡しをし、より良い介護サービスを受けていただくことを目的に介護相談員の受け入れを致します。

(2) 活動内容は、介護保険施設等を定期的に訪問し、サービスを受けている方やそのご家族からお話しをお聞きしたり、ご相談をお受けしたりしています。そして、その内容を施設に伝えていただき、問題の解決や改善につなげます。

(3) 相談員の受け入れに際して、サービス改善のために必要最低限の個人情報を介護相談員に提供する場合があり、相談員の方々には守秘義務を守っていただきます。

20　サービスの第三者評価の実施状況について

当該施設で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の評価を行っています。

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	
介護サービス情報サービスの公表	あり

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護のサービス提供に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

短期入所生活介護　特別養護老人ホーム　士別コスモス苑

説明者　　職　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスの提供について重要事項の説明を受け、これに同意致しました。

利用者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代表家族(代理人)　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿

成年後見人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印